

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（案）及び個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件（案）に係る意見募集の結果について

令和7年3月31日

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ  
総務省自治行政局

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（案）及び個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件（案）について、令和7年2月17日から同年3月19日まで御意見の募集を行ったところ、33件の御意見をいただきました。

命令等案に関するいただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁・総務省の考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
「カード代替電磁的記録の様式は、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第18013-5に準拠するものであることとする」とされていますが、今後 ISO/IEC 18013-5 が改訂されることも見据えて本規則での ISO/IEC 18013-5 は 2021 年に刊行されたものと明記しなくて大丈夫でしょうか。	国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格につきましては、最新の規格に随時準拠したカード代替電磁的記録の仕様とすることを想定していることから、刊行された年数等については記載していないものとなります。
このパブリックコメントでは「個人番号カード等に関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）」の一部改正も挙げられているが、そもそもデジタル庁ホームページにこの告示の原文が掲載されていません。 デジタル庁HP内「法令」のページで本告示は、ずっと“※後日掲載します”のままです。改正法令公布日も、HPには「令和3年8月27日」となっていますが、「令和6年9月13日 官報 号外第214号」で改正が行なわれています。情報がまるでアップデートされていません。 原文が分からない中で改正案の意見募集を行なうことは不適切と考えます。最新版の	迅速に対応してまいります。

<p>早期掲載を希望します。</p>	
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報に関しては適切な管理や対策が必要です。不正な行為には厳正に対処するとともに厳格なセキュリティ対策も不可欠です。</p> <p>デジタル化をさらに促進させると共にマイナンバーが特定の人達に偏重せずにあくまで国民全員にとって利便性が享受できるように進めてください。(同旨の御意見ほか1件)</p>	<p>カード代替電磁的記録に係る仕組みについては、国民の皆様使いやすい仕組みとするとともに、国際標準に準拠するなど、必要な対策を講じることにより、セキュリティを確保してまいります。</p>
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部改正関係での「(9) 法第18条の2第11項の主務省令で定めるカード代替電磁的記録の効力が失われる事由は、複数発行されているカード代替電磁的記録の全部を送信し尽くした場合等とする」を見ると、同時に複数枚のカード代替電磁的記録が電磁的記録媒体に記録されるように思われる。</p> <p>基の令和六年法律第四十六号ではこのような同時に複数枚のカード代替電磁的記録が記録されることの記載は無かったため、上記の記述がどのような法的根拠に基づいているのかを命令の中に明記して欲しい。</p>	<p>カード代替電磁的記録が複数発行される仕組みについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2第3項に基づくものとして規定しております。</p>
<p>以下の有効期限は、短すぎるように感じますが、自動更新される仕組みでしょうか。</p> <p>概要資料</p> <p>2. 改正の概要</p> <p>(5) カード代替電磁的記録の有効期間は、カード代替電磁的記録発行の日から起算して1月とする。</p>	<p>カード代替電磁的記録の有効期間(カード代替電磁的記録発行の日から起算して1月)を経過した場合は、当該カード代替電磁的記録利用者の個人番号カードが失効し、又は当該カード代替電磁的記録利用者の個人番号カード用署名用電子証明書が失効した場合を除き、地方公共団体情報システム機構において速やかにカード代替電磁的記録を発行し、利用者の移動端末設備に送信する仕組みとなっており、カード代替電磁的記録利用者にて特段の更新手続は不要となっています。</p>

## >2. 改正の概要

>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（略）

>（２）法第２条８項の主務省令で定める基準は、電子署名の安全性が楕円曲線上の点がなす大きさ 256 ビット以上の群における離散対数の計算の有する困難性に基づくものであることとする。

強度については、「暗号強度的に実用可能と思われる中で最も弱いもの」ではなく「速度等の負荷的に実用可能と思われる中で最も強いもの」を選ぶべきではないかと思われるのであるが、どうか。

384ビットや521ビットなども用いれるのではないかと思われるのであるが（あるいはRSAで4096bit、8192bit以上等）、5年先までを見て256bitとするよりも、より強い強度のものを用いて安全性を高める方が良いのではないかと考える。

計算機の速度や計算技術などは更に発展してきているのであるし、安全側に傾けるに越した事は無いのではないかと考える。

256bitではなく、384bitや521bitとされたい。国民としてはそのようにお願いしたい。

それとなのであるが、カードの運輸・交付に際しては、スキミング防止用のアルミパックのようなものに入れて行うようにしてはどうだろうか。

そうすると、電磁波（可視光や赤外線・マイクロ波なども含む）によつてのカードのICチップのスキミングや盤面の読み取りなどが行いにくくなるのではないかと思われるのであるが、それにより廉価に安全面の大幅強化が図れるのではないかと考える。

国民の情報を大事に扱い、また国民にICチップ付きカードの安全性の確保に気を遣う事についての啓蒙を行うためにも、そのようにした方が良いのではないかと考えるのであるが、そのようにしていくようお願いし

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第８項の主務省令で定める地方公共団体情報システム機構の行う電子署名の基準は、処理にかかる負荷やセキュリティ強度等を総合的に考慮した結果 256 ビットとしております。

なお、楕円曲線上の点がなす大きさ 256 ビット以上の群における離散対数の計算の有する困難性に基づくセキュリティ強度は現在の電子署名の多くに利用されている、ほぼ同じ大きさの二つの素数の積である 2048 ビット以上の整数の素因数分解の有する困難性に基づくものと同等以上のものであり、セキュリティ強度が低くなるものではありません。

マイナンバーカードに搭載されている IC チップには、医療情報、税や年金のプライバシーの高い情報は記録されない、IC チップに記録された情報を不正に読み出そうとすると、自動的に IC チップが壊れ、情報を読み出せなくなる仕組み等、十分な安全管理措置を講じています。今後も国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。

たい。	
<p>不便 安全面で信用が出来ない 必要性が全く感じられない 以上の理由から マイナンバーカードは廃止を求めます (同旨の御意見ほか1件)</p>	<p>マイナンバーカードを安全・安心に利用できるように、技術面や運用面の観点から安全な利用環境の整備に取り組んでいます。</p> <p>具体的には、マイナンバーカードの紛失または盗難に遭った際は、電話ですぐにマイナンバーカード機能の一時利用停止の手続きができるほか、マイナンバーカードに搭載されているICチップには、医療情報、税や年金のプライバシーの高い情報は記録されない、ICチップに記録された情報を不正に読み出そうとすると、自動的にICチップが壊れ、情報を読み出せなくなる仕組み等、十分な安全管理措置を講じています。今後も国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。</p>
<p>次期個人番号カードの発行に関する要望書 要望の背景と趣旨 次期個人番号カードの発行について、当初2025年に予定されていたものが2026年に延期されました。この延期に関して、政府からの正確な情報が発信されている一方で、誤った情報が広まることに懸念を抱いております。</p> <p>また、現在のマイナンバーカードの交付は2016年に開始され、2025年で交付開始から10年を迎えます。これに伴い、多くの国民が2025年に有効期限を迎え、更新手続きを行う必要があります。この更新手続きが煩雑であることから、国民にとって負担の少ない方法が求められています。</p> <p>さらに、現行のマイナンバーカードの発行・管理体制においては、市区町村ごとに手続きの方法や対応スピードにばらつきがあり、地域間で格差が生じる可能性が高い状況です。このような課題を解決し、より効率的で公平な交付を実現するために、本要望書を提出いたします。</p>	<p>マイナンバーカード及びカード代替電磁的記録に係る仕組みは国際標準に準拠するとともに、必要な対策を講じることにより、セキュリティを確保してまいります。</p> <p>また、現在においても、マイナンバーカードの発行は地方公共団体情報システム機構が行っており、申請等の手続きも統一的なものとなるよう法令等で定めております。</p> <p>その他の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

加えて、デジタル庁が発表した個人番号カードの省令および技術的基準の改正案に関しても、適切な対応が求められています。特に、デジタル ID の導入による利便性の向上が期待される一方で、セキュリティの強化や管理体制の明確化が不可欠であると考えます。

また、昨今ではマイナンバーカードおよびデジタル ID のセキュリティ問題について、多くの専門家や市民から非難の声が上がっています。情報漏洩や不正アクセスのリスクに対する不安が高まっており、これらの課題を解決するために、より強固なセキュリティ対策が求められています。

#### 要望事項

##### 発行元の明確化および管理体制の強化

現在のマイナンバーカード発行・管理体制では、自治体ごとに手続きの方法や処理スピードに差があり、結果として住民の負担が増加するケースが発生しています。そのため、次期個人番号カードの発行元はデジタル庁が担当し、交付業務は地方自治体(市区町村)が行う形式とすることを提案いたします。これにより、全国で統一された基準のもと、より効率的で公平な交付が可能となります。

##### 発行業務の委託先の見直し

現行の個人番号カードの発行業務は民間ベンダーが請け負っていると認識しておりますが、セキュリティ面および信頼性の確保の観点から、次期個人番号カードの発行元はパスポートと同様に国立印刷局が担当することを求めます。

個人番号カードは国民の重要な個人情報を取り扱うものであり、極めて高いセキュリティ基準が求められます。国立印刷局は日本のパスポート発行を担う実績があり、高度なセキュリティ技術と品質管理体制を有しています。民間ベンダーに依存せず、公的機関で発行することにより、国民の信頼をより確保できると考えます。

### 更新手続きの簡素化と迅速化

2025 年には、多くの国民がマイナンバーカードの有効期限を迎え、更新手続きを行う必要があります。しかし、現在の更新手続きは煩雑であり、申請者の負担が大きい状況です。そのため、更新手続きを簡素化し、より迅速に行えるよう改善を求めます。例えば、オンライン申請の導入拡充や、役所の手続きのデジタル化を推進することで、国民の利便性を向上させることができます。

また、デジタル ID の導入が進む中で、スマートフォンを活用した本人確認手続きの拡充も検討すべきです。これにより、物理カードの負担を軽減し、より利便性の高い仕組みを構築することが可能となります。

#### 要望のまとめ

次期個人番号カードの発行元はデジタル庁とし、交付業務は市区町村が担当する形式にすること。

発行元を国立印刷局とし、パスポートと同等のセキュリティ基準のもとで発行すること。

2025 年に更新手続きをしなければならない人が多数いることを考慮し、更新手続きの簡素化と迅速化を図ること。

デジタル ID の導入を見据えたセキュリティ強化および管理体制の明確化を求めること。

マイナンバーカードおよびデジタル ID に関するセキュリティ問題を改善し、国民の不安を解消するための強固な対策を講じること

これらの改善策を通じて、次期個人番号カードの発行・交付がより公平かつ効率的に行われることを期待しております。何卒、前向きなご検討をお願い申し上げます。

現在、個人番号カードの普及が進んでいますが、高齢者の中には IT に疎い方やスマートフォンの操作に不安がある方が多く、個人番号カードの利用が難しい現状があります。

カード代替電磁的記録の有効期間の延長や更新手続きに係るご意見につきまして、カード代替電磁的記録の有効期間は、セキュリティの観点から短期に設定されているもので

これを解決するためには、高齢者向けの支援策を強化することが必要だと考えます。

具体的には、以下の施策を提案します。

#### 個人番号カードに関する勉強会の開催

高齢者向けに個人番号カードの使い方を学べる勉強会を開き、インプット（学習）とアウトプット（他の高齢者への教え合い）の場を提供することが有効です。学んだ内容を他の高齢者に教えることで、学びが深まり、地域全体でのデジタルスキル向上にも繋がります。勉強会は、公共施設や地域センターなどで実施でき、ボランティアの協力も得ることができるでしょう。

#### キャリアショップの活用

スマートフォンに疎い高齢者のために、キャリアショップを利用して、個人番号カードの使い方やスマートフォンの操作方法を一对一でサポートするサービスを提供してほしいです。キャリアショップが提供する店舗での対面サポートは、高齢者にとって信頼できる場となりやすいです。

#### 個人番号カードの義務化と罰則の導入

個人番号カードの義務化を進め、罰則付きで11月頃に導入することを強く希望します。義務化することで、全国民の番号カード取得が進み、社会全体での電子手続きが円滑に進むとともに、デジタル化の進展に大きく貢献することができると思います。さらに、この義務化にあたっては、高齢者向けに追加のサポートが必要であることを強調します。

#### 改正案に関する意見

現在の改正案におけるカード代替電磁的記録の有効期間（1ヶ月）や更新手続きの煩雑さが、特に高齢者にとっては手続きの負担となる可能性があります。よって、有効期間の延長や、更新手続きの簡素化を検討することを提案します。特にオンラインでの手続き支援を強化し、高齢者が負担なく更新できる環境を提供すべきです。

#### 要望まとめ

す。また、カード代替電磁的記録の有効期間（カード代替電磁的記録発行の日から起算して1月）を経過した場合は、当該カード代替電磁的記録利用者の個人番号カードが失効し、又は当該カード代替電磁的記録利用者の個人番号カード用署名用電子証明書が失効した場合を除き、地方公共団体情報システム機構において速やかにカード代替電磁的記録を発行し、利用者の移動端末設備に送信する仕組みとなっており、カード代替電磁的記録利用者にて特段の更新手続きは不要のため、更新手続きが煩雑になるということはありません。

マイナンバーカードの取得の義務化については、「最高位の身分証」として厳格な本人確認のもとで交付する必要があり、カードに顔写真を表示するとともに、対面での厳格な本人確認をするため、本人の申請によることとしています。

その他の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

<p>高齢者向けに個人番号カードの使い方に関する勉強会を実施し、インプットとアウトプットを支援する場を作ること</p> <p>キャリアショップや公共施設を活用して、スマートフォンに不安のある高齢者にも利用しやすい支援を行うこと</p> <p>個人番号カードの義務化を進め、罰則付きの導入を11月頃に行うこと</p> <p>有効期間の延長や更新手続きの簡素化を検討し、高齢者向けに負担なく利用できる環境を整備すること</p>	
<p>反対です (同旨の御意見ほか19件)</p>	<p>国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。</p>